

指定管理者制度の運用改善に向けた意見（概要版）

平成20年 8月

1 はじめに

- ・ より質の高いサービスを提供できるよう、制度運用のあり方について検討
- ・ 県は、施設の設置者、制度運用の主体として、その役割・責任を果たすことが肝心

2 検討の経過

委員会の開催状況と検討内容

- ・ 指定管理者制度導入後の2年間の現状と実績を踏まえた、施設管理のあり方と評価のあり方を中心に検討

回	開催日	検討内容
第1回	平成20年2月29日	・ 委員会の役割と進め方 ・ 指定管理者制度の問題点・課題等の整理
第2回	平成20年5月12日	・ 指定管理者制度の問題点・課題等についての対応策
第3回	平成20年6月17日	・ 指定管理者制度の運用改善に向けた意見
第4回	平成20年7月25日	・ 運用改善に向けた意見のとりまとめ

3 指定管理者制度導入の効果

1 主な利便性・サービス面の効果（例）

- (1) 利用時間（開館時間）の延長・休館日の柔軟な対応
8月の開館時間延長、夏休み期間中は休まず開館【自然科学館】
夜間利用の時間帯を1時間延長（午後10時まで）【ユニゾンプラザ】
- (2) 利用料金の引き下げ・割引
大ホールやギャラリーの直前申込料金割引、キャンセル料見直し【県民会館】
児童・高齢者の料金値下げ【県立植物園】
- (3) 新たなサービスの実施
イベント主催者支援をワンストップで行うスタッフや、音響・映像専任スタッフの配置【新潟コンベンションセンター】
HPによる駐車場の満車情報の提供、申込受付の実施【ユニゾンプラザ】

2 県支出額削減効果

- 【指定管理者制度導入前と導入後の県支出額の比較（17年度と19年度）】
比較の方法によって違いがあるものの、約1割～2割の削減効果

4 検討結果

4 - 1 検討に当たっての共通の視点

次の共通の視点を踏まえながら、制度の運用について4つのテーマを中心に検討

【共通の視点】

施設の公共性の確保と指定管理者の裁量
施設の設置者としての県の役割

【検討テーマ】

募集・選定のあり方
適切な指定期間の長さ
県と指定管理者の役割とリスク分担
施設の管理・運営に対する評価のあり方

4 - 2 募集・選定のあり方

1 現状

- ・ 募集段階・選定段階において、施設の目的や指定管理者に対する要請事項が明確となっていない事例がある。
- ・ 募集期間については、1か月～2か月の期間を確保
- ・ 応募資格（地域要件）は、県内に主たる事務所（本社・本店）を置く事業者に限定しているが、十分なサービスの水準を確保できないおそれがある場合に、地域要件を緩和した事例がある。

2 検討の視点

- ・ 募集段階・選定段階において、指定管理者が、施設の目的を達成しながら、裁量を発揮しやすい運用が行われているか検証

3 委員会で示された主な意見

(1) 募集・選定の方法

事業者の創意工夫が働きやすい募集方法とすべき
募集に当たっては、施設の目的・指定管理者に対する要請事項を、よりわかりやすく明確化してもらいたい
選定に当たっては、審査項目・配点基準が、施設の目的・指定管理者に対する要請事項に配慮した適切なものになっているか、審査委員会で再検討してもらいたい。

(2) 募集期間の長さ

事業者が提案内容を十分検討できるよう、公募予定施設の早めの広報が必要

(3) 応募資格（地域要件）

県内事業者の育成、地域経済の活性化等の観点から地域要件は必要であるが、十分なサービスの水準が確保できないおそれがある場合は、県内事業者の育成にも配慮しながら、弾力的運用も必要

4 - 3 適切な指定期間の長さ

1 現状

- ・ 基本方針として、『3年～5年程度』としているが、制度を導入している34施設のうち、約9割の施設が3年の指定期間を設定

2 検討の視点

- ・ 施設の性格に応じた指定期間設定の考え方について検討

3 委員会で示された主な意見

『一定の専門性があり、ノウハウの蓄積や人材の育成が必要な施設』については、安定したサービスの水準の確保のために、これまでよりも長い指定期間（4年～5年間）が適切

4 - 4 県と指定管理者の役割とリスク分担

1 現状

(1) リスク分担のあり方

- ・ 管理上の瑕疵によらないリスクは、県と指定管理者の協議事項

(2) 施設修繕のあり方

- ・ 県が施設の設置者として経費を負担。ただし、一件当たり60万円未満（ ）の修繕（小修繕）にかかる経費は、指定管理者の裁量により迅速に対応できるよう、あらかじめ指定管理料の中に含めて算定（ 大規模施設については、500万円未満）

2 検討の視点

- ・ 施設の安全管理と十分なサービスの確保の観点から検討

3 委員会で示された主な意見

(1) リスク分担のあり方

施設の安全管理等の観点から、責任の所在が不明確にならないよう、あらかじめ、両者のリスク分担について基本的な考え方を整理した上で、基本協定においてより具体的に明記すべき

(2) 施設修繕のあり方

短期的なコスト削減のあまり、事故発生の防止や安全管理面がおろそかにならないよう、施設改修・修繕の計画的実施など、県は指定管理者を適切に指導・監督し、施設の設置者としての責任を果たすべき

4 - 5 施設の管理・運営に対する評価のあり方

1 現状

- ・ 各施設を所管する部局が、毎年度、事業報告書やモニタリング結果等に基づき、評価を行っているが、評価結果は公表していない。
- ・ アンケート等による利用者満足度の把握は、一部の施設で実施している。
- ・ 施設の管理・運営に対する評価のやり方は、施設ごとに任されている。

2 検討の視点

- ・ サービスの水準の確保や施設の安全管理、指定管理者の途中撤退や破綻の未然防止の観点から、指定管理者の施設管理の評価のあり方について検討

3 委員会で示された主な意見

(1) 評価に関する基本的な考え方

施設ごとに、施設の目的を踏まえて評価基準を設定したうえで、県は、毎年度評価を行い、評価結果は公表すべき

評価結果を次の指定管理者選定のあり方に反映できる評価方法の検討が必要
施設の性格に応じて、アンケート等による利用者満足度の把握は必要

評価に第三者の視点を取り入れる場合は、指定期間の最終年度に、指定管理者選定のための審査委員会の活用が適当。なお、施設によっては利用者等を加えることも一案

(2) 評価基準について

評価に客観性を持たせるため、できるだけ数値化した定量指標を設定するとともに、定性的な部分についても、施設の性格に応じた評価基準の検討が必要
指定管理者選定時の事業計画や選定基準を基本に、各施設の評価基準を検討

(3) 事業計画等の公表

事業計画と事業報告は公表が必要

4 - 6 その他の運用上の留意事項

事業の引継

指定管理者が交代した場合に、円滑な引継が行われるよう、内容や手続きの明確化とともに、引継のあり方についての検討が必要